

生食輸発0913第1号  
平成28年9月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ベトナム産えびのクロラムフェニコール)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成28年8月30日付け生食輸発0830第1号）により通知したところです。

今般、輸入時の検査実績を確認した結果、ベトナム産えびのクロラムフェニコールについては、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

1. ベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロラムフェニコール フラゾリドン エンロフロキサシン	別表2の4によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エンロフロキサシン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン及びエンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）		フラズリドン エンロフロキサシン	別表2の4によること。	フラズリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エンロフロキサシン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	フラズリドン及びエンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。

に改める。